

浜松市景観条例に基づく 学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの行為届出フロー

□ 届出対象行為

- ・ 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物及び墓園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第二種工作物を除く。）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のうち以下に定める規模のもの
 - ・ 都市計画区域内の市街化区域における 2,000 平方メートル以上の整備
 - ・ 都市計画区域内の市街化調整区域における 5,000 平方メートル以上の整備
 - ・ 都市計画区域外における 1,000 平方メートル以上の整備

□ 景観形成基準

- ・ 現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合は、法面は植栽などにより緑化し、擁壁は周辺景観に調和した形態及び素材とするよう配慮する。

□ 提出書類

■ 行為の届出・行為の変更の届出（部数：正副2部）

行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書に土地利用の届出と同じ図面等を添付してください。変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書に、前回の届出と変わる図面等の変更前後を添付してください。

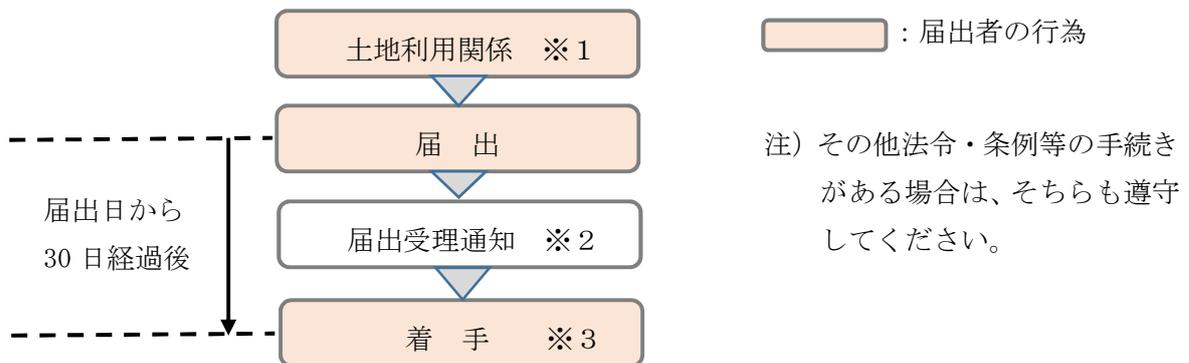
※行為地が都市景観形成地区内の場合は、別途、都市景観形成地区内行為届出書（2部）が必要となります。

■ 行為の中止の届出（部数：1部）

行為の届出後、当該届出に係る行為を中止しようとするときは、景観計画区域内における行為の中止届出書を提出してください。

※届出受理通知書を交付している場合は、届出受理通知書と副本をお持ちになってお越しください。

□ 届出手順



※1：学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの整備に係る行為の届出の前に、土地利用に係る届出等の手続きを行ってください。

<土地利用に係る窓口>

土地政策課（中央区・浜名区の一部（旧北区））/北部都市整備事務所（浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区）

※2：届出から届出受理通知までは、概ね2週間程度を要します。

※3：根切り工事、山留め工事その他の基礎工事は、着手に含まれません。

□ 届出窓口

行為地	窓口
中央区・浜名区の一部（旧北区）	土地政策課（本庁） Tel.053-457-2656
浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区	北部都市整備事務所（浜名区役所内） Tel.053-585-1154